



「ねんきん定期便」をお送りします。

「ねんきん定期便」は、国民年金および厚生年金保険に加入している皆様に、年金加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や加入実績に応じた年金額などに関する情報をお送りするものです。

- 同封した書類
- ねんきん定期便
 - ・「これまでの年金加入期間」、「これまでの加入実績に応じた年金額」……………A-1ページ
 - ・「(参考)これまでの保険料納付額」……………A-2ページ
 - ・これまでの『年金加入履歴』です。……………A-3ページ
 - ・これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況です。……………A-4厚ページ
 - ・これまでの国民年金保険料の納付状況です。……………A-4国ページ
(国民年金の加入履歴がある方のみ同封しています。)
 - 「ねんきん定期便」の見方

「ねんきん定期便」には個人情報に記載されていますので、大切に保管してください。

「ねんきん定期便」に関するお問い合わせ先

国家公務員共済組合連合会 年金部

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎
電 話 03 (3265) 8141 (代表)

受付時間 月～金曜日(土日祝日・年末年始を除く) 9時～18時
おかけ間違いのないよう、ご注意ください。

ねんきん
定期便

この「ねんきん定期便」は、下記の時点で作成しており、
平成 年 月までの年金加入記録を表示しています。

国民年金および 一般厚生年金期間	国共済厚生年金期間および 地共済厚生年金期間	私学共済厚生年金期間

基礎年金番号	私学共済の加入者番号

(お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。)

このお知らせは、見方の2～3ページをご覧ください。

1. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として300月以上の受給資格期間が必要です。)

国民年金(a)			船員保険(c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
月	月	月	月	(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)
厚生年金保険(b)				月	月	月
一般厚生年金	国共済厚生年金および 地共済厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計			
月	月	月	月			

2. これまでの加入実績に応じた年金額(年額)

(1)国民年金		これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額
		円
(2)厚生年金保険		これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額
一般厚生年金期間		円
国共済厚生年金期間および地共済厚生年金期間		円
私学共済厚生年金期間		円
(1)+(2)の合計		円

このお知らせは、見方の4～5ページをご覧ください。

(参考)これまでの保険料納付額

(1)国民年金		国民年金保険料(第1号被保険者期間)	
		(累計額)	円
(2)厚生年金保険		厚生年金保険料(被保険者負担額)	
	一般厚生年金期間	(累計額)	円
	国共済厚生年金期間および地共済厚生年金期間	(累計額)	円
	私学共済厚生年金期間	(累計額)	円
これまでの保険料納付額【(1)+(2)】		(累計額)	円

【備考欄】

これまでの『年金加入履歴』です。
表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。
(このお知らせは、見方の6～9ページをご覧ください。)

①番号		②加入制度		③お勤め先の名称等						④資格を取得した年月日		⑤資格を失った年月日		⑥加入月数	
⑦国民年金(a)														⑧船員保険(c)	
納付済月数	全額免除月数	半額免除月数	4分の3免除月数	4分の1免除月数	学特等月数	第3号月数	納付済等月数 計	付加保険料納付済月数(再掲)	未納月数(※)	加入月数	加入期間				
								()							
⑨厚生年金保険(b)								⑩年金加入期間合計(未納月数を除く)		⑪合算対象期間等		⑫受給資格期間			
一般厚生年金(厚年)		国共済および地共済厚生年金(公共)		私学共済厚生年金(私学)		厚生年金保険 計									
加入月数(基金)	加入期間(基金)	加入月数(経過の職域)	加入期間(経過の職域)	加入月数(経過の職域)	加入期間(経過の職域)	加入月数(基金)(経過の職域)	加入期間(基金)(経過の職域)	(a + b + c)		(d)		(a + b + c + d)			

(※)納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあるため、「未納月数」に含まれている場合があります。

これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況です。
表示している金額が当時の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。
(このお知らせは、見方の１０～１１ページをご覧ください。)

年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※ブランク(空白)となっている月は、厚生年金保険に加入していないことを示します。なお、国民年金に加入している月の場合も、同様にブランクで示されますので、A－3の『年金加入履歴』とあわせてご確認ください。													
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												

(このお知らせは、見方の12～13ページをご覧ください。)

※昭和51年以前の国民年金保険料の納付状況の一部については、年度単位で管理しているものがあり、各月毎の納付状況が確認できない場合があります。その場合の月別納付状況欄は「***」が表示されます。

休日は旅に出てリフレッシュ

KKRホテルズ&リゾート

■KKRホテルズ&リゾートは 組合員様の宿泊施設です

北海道から九州まで！
旅の最初はKKRの宿泊施設検索から

■出張に便利なKKRホテルズ

交通機関とセットの
KKRパッケージプランもご用意

■温泉と美食のKKRリゾート

温泉と美味しい料理を満喫

■ご予約と詳細情報は KKRWEBから

インターネットで24時間
空室状況や宿の情報がご覧いただけます



KKRホテル熱海

KKRホテルズ&リゾートは国家公務員共済組合連合会が
運営する福利厚生施設です
組合員の皆様にご利用いただく宿泊施設ネットワークとして、
全国に展開しています

インターネットでご予約いただけます▶ <http://www.kkr.or.jp/hotel/> **kkkホテルズ** **検索**

毎月発行 広報紙KKR

■私たちの年金情報

■セミナー・フェア・相談会

■組合員向け宿泊プラン

■各種割引・キャンペーン情報

■健康などに関するコラム

など、お得&役立つ情報を掲載しています

最新号はKKRホームページでご覧いただけます

▶ <http://www.kkr.or.jp/> **kkk** **検索**



マイホームを 割引価格で

組合員の皆様のマイホーム取得を
サポートするため住宅会社と割引協定を締結しています
マイホームの購入・売却、土地の売買の際に割引特典
を受けることができますので、是非ご利用ください

※一部、割引対象外の商品・物件があります

※OBの方は割引対象外です

**割引
手順**

お申し込み時までに**共済組合員証(自衛官診療証)**を提示
し、「KKRの割引を利用する」旨を協定住宅会社スタッフに
お申し出ください。なお、紹介状等は不要です。

協定住宅会社一覧、割引特典の詳細は…

kkk住宅 **検索**

介護のご相談は KKR介護相談ダイヤル

0120-556-860

【年中無休・9時～21時／相談・通話料無料】
はじめに共済組合名(省庁名)をお伝えください

葬祭のご相談は KKR葬祭コールセンター

0120-919-556

【年中無休・24時間対応／相談・通話料無料】
はじめに共済組合名(省庁名)をお伝えください

「ねんきん定期便」の見方(50歳未満の方用)

このパンフレットは「ねんきん定期便」をご覧になるときにご参照ください。
また、お送りした「ねんきん定期便」は、大切に保管してください。

被用者年金制度の一元化について

平成27年10月1日に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第63号)が施行されました。同日以降、公務員・会社員の区別なく、同額の報酬であれば同額の保険料を負担し、同額の公的年金給付を受け取るという公平性を確保することで、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金保険制度に公務員および私立学校の教職員も加入することとなりました。

※被用者年金制度の一元化後は、現に加入している(または最後に加入していた)公的年金制度とその被保険者種別に応じて、各実施機関から「ねんきん定期便」をお送りします。

公的年金制度と被保険者種別	「ねんきん定期便」を送付する実施機関
国民年金の第1号被保険者および第3号被保険者	日本年金機構(厚生労働大臣から委託)
厚生年金保険の一般厚生年金被保険者	
厚生年金保険の国共済厚生年金被保険者 (国家公務員共済組合の組合員)	国家公務員共済組合連合会
厚生年金保険の地共済厚生年金被保険者 (地方公務員共済組合の組合員)	地方職員共済組合(地方共済事務局・団体共済部)、 公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合、 全国市町村職員共済組合連合会(市町村職員共済組合、 都市職員共済組合、指定都市職員共済組合)
厚生年金保険の私学共済厚生年金被保険者 (私立学校教職員共済制度の加入者)	日本私立学校振興・共済事業団

「ねんきん定 期便」の見方

1. これまでの年金加入期間

㉓ 「国民年金 第1号被保険者」欄

- ◆保険料を納めている期間および保険料が免除された期間の月数を表示しています。
※3／4免除など、保険料の一部が免除された期間は、免除後の保険料を納めている場合に限り納付済月数に含まれます。

- ◆保険料を前納している期間は、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の期間であっても、納付済月数に含めて表示しています。

㉔ 「国民年金 第3号被保険者」欄

- ◆現在、第3号被保険者の期間として登録されている月数を表示しています。

国民年金の第3号被保険者とは

- ・昭和61年4月以降の期間で、年収が130万円未満で20歳以上60歳未満の方が、厚生年金保険（各共済組合制度を含みます。以下同じ）に加入している配偶者（第2号被保険者）に扶養されている場合、この方を「第3号被保険者」といいます。
- ・第3号被保険者の国民年金保険料は、配偶者（第2号被保険者）が加入している厚生年金保険が一括して負担しますので、個別に納めていただく必要はありません。

種別変更届の提出のお願い

- ・第3号被保険者の期間として登録されている期間であっても、次の期間は第1号被保険者に該当します。
 - ・配偶者が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失していた期間
 - ・ご自身の収入が増加したことなどにより、配偶者の扶養から外れていた期間
 - ・配偶者の厚生年金保険の被保険者であるが65歳以上（年金を受け取る権利がある方）の期間
- ▶手続きについては、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

特定期間該当届の提出のお願い

- ・実態は第1号被保険者であるが、上記の種別変更の届出が行われていないため、そのまま第3号被保険者として登録されている期間を「3号不整合期間」といいます。この期間は、「保険料未納期間」として取り扱われます。
- ▶手続きについては、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

㉕ 「合算対象期間等」欄

- ◆「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。

- ◆「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
※この任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

- ◆「特定期間」は、年金事務所にご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、受給資格期間に算入される月数を表示しています。

- ◆「合算対象期間」と「特定期間」の内訳は、「ねんきん定期便」の「これまでの国民年金保険料の納付状況です」(A-4国ページ)でご確認ください。

ねんきん 定期便

この「ねんきん定期便」は、下記の時点で作成しており、
平成 年 月までの年金加入記録を表示しています。

国民年金および 一般厚生年金期間	国共済厚生年金期間および 地共済厚生年金期間	私学共済厚生年金期間

基礎年金番号	私学共済の加入者番号

(お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。)

このお知らせは、見方の2～3ページをご覧ください。

1. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として300月以上の受給資格期間が必要です。）

国民年金(a)			船員保険(c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
月	月	月	月	(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)
厚生年金保険(b)				月	月	月
一般厚生年金	国共済厚生年金および 地共済厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計			
月	月	月	月			

2. これまでの加入実績に応じた年金額(年額)

d	(1)国民年金	これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額
		円
	(2)厚生年金保険	これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額
e	一般厚生年金期間	円
	国共済厚生年金期間および地共済厚生年金期間	円
	私学共済厚生年金期間	円
	(1)+(2)の合計	円

A-1

障害年金や遺族年金を 受け取っている方へ

- ◆障害年金や遺族年金を受け取っている方は、将来、老齢年金を受け取ることができるように、どちらか一方の年金を選択するなど、ご自身に有利な受け取り方法を選んでいただくことになります。
詳しくは、国家公務員共済組合連合会 年金 部にお問い合わせください。

2. これまでの加入実績に応じた年金額(年額)

- ◆老齢年金の受け取りには、原則として300月以上の受給資格期間が必要ですが、ここでは、これまでの加入実績のみをもとに計算した年金額(年額)を表示しています。

㉓ 「(1)国民年金」欄

- ◆これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額は、下記の期間の月数をもとに計算しています。
 - ・国民年金の第1号被保険者期間(未納月数を除く)および第3号被保険者期間
 - ・厚生年金保険・船員保険の被保険者期間

- ◆これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額には、付加年金の金額も含まれています。

㉔ 「(2)厚生年金保険」欄

- ◆被用者年金制度の一元化により、公務員および私立学校の教職員の保険料や保険給付(共済年金)の計算方法などは、原則として厚生年金保険に統一されました。年金加入記録の管理や保険料の徴収、保険給付(共済年金)の決定や支給などの事務は、引き続き各実施機関(1ページ参照)が行います。このため、一般厚生年金期間、国共済厚生年金期間、地共済厚生年金期間および私学共済厚生年金期間ごとに計算した年金額を表示しています。

- ◆これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額は、下記のとおり計算しています

各欄共通

- ・離婚などにより、厚生年金保険の標準報酬の分割対象となった方は、分割後の標準報酬をもとに計算しています。

「一般厚生年金期間」欄

- ・厚生年金基金に加入している期間は、通常の厚生年金保険の加入期間とみなして計算しています。
※厚生年金基金から支給される額(厚生年金基金の代行部分)を含めて計算しています。

「国共済厚生年金期間および地共済厚生年金期間」欄

- ・国家公務員共済期間の加入期間と地方公務員共済組合の加入期間がある方は、それぞれの加入期間を合算して計算しています
- ・平成27年9月までの加入実績に応じて計算した経過的職域加算額(共済年金)が含まれています。
※経過的職域加算額(共済年金)は、被用者年金制度の一元化により改正される前の国家公務員共済組合法および地方公務員等共済組合法に基づき支給されます。

「私学共済厚生年金期間(私立学校の教職員)」欄

- ・平成27年9月までの加入実績に応じて計算した経過的職域加算額(共済年金)が含まれています。
※経過的職域加算額(共済年金)は、被用者年金制度の一元化により改正される前の私立学校教職員共済法に基づき支給されます

「2.これまでの加入実績に応じた年金額」が表示されていない方へ

- ◆次のことなどが考えられます。
 - ・同月内で重複している年金加入記録がある。
 - ・厚生年金保険に統合されていない農林共済組合の加入記録がある。
- ▶年金加入記録を補正する必要がありますので、下記のとおりお問い合わせください。
 - ・一般厚生年金期間について～お近くの年金事務所
 - ・国共済厚生年金期間および地共済厚生年金期間について～国家公務員共済組合連合会 年金部
 - ・私学共済厚生年金期間について～日本私立学校振興・共済事業団

(参考)これまでの保険料納付額

a 「(1)国民年金」欄

- ◆下記の条件で、加入当時の保険料額をもとに計算しています。
 - ・付加保険料納付済期間は、付加保険料額を含めて計算しています。
- ・国民年金保険料の前納期間は、割引後の保険料額をもとに計算しています。
- ・国民年金保険料の追納期間は、加算額を含めた保険料額をもとに計算しています。
- ・国民年金保険料の一部免除（半額免除、3／4免除および1／4免除）期間は、実際に納めた保険料額をもとに計算しています。

b 「(2)厚生年金保険」欄

- ◆下記の条件で、加入当時の報酬（標準報酬月額・標準賞与額）に、加入当時の保険料率（掛金率）を乗じて計算しています。

各欄共通

- ・被保険者負担額のみを計算しています。
 - ※厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額・標準賞与額に保険料率を乗じて計算し、事業主と被保険者が折半して納めることになっています。被保険者負担額は、一般的には事業主が報酬または賞与から控除し、事業主がまとめて納めます。
 - ※折半する際の1円未満の端数の取扱いは、勤務先などによって異なるため、この「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げて計算しています。
- ・旧三公社（JR、JT、NTT）共済組合の加入期間は、厚生年金保険へ統合された平成9年4月以降の保険料納付額のみを計算しています。
- ・旧農林共済組合の加入期間は、厚生年金保険へ統合された平成14年4月以降の保険料納付額のみを計算しています。

「一般厚生年金期間」欄

- ・育児休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）をもとに保険料納付額を計算しています。
- ・厚生年金基金の加入期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納める保険料）を除いた保険料納付額を計算しています。

このお知らせは、見方の4～5ページをご覧ください。

(参考)これまでの保険料納付額

a	国民年金保険料(第1号被保険者期間)	
	(1)国民年金	(累計額) 円
b	(2)厚生年金保険	厚生年金保険料(被保険者負担額)
	一般厚生年金期間	(累計額) 円
	国共済厚生年金期間および地共済厚生年金期間	(累計額) 円
	私学共済厚生年金期間	(累計額) 円
これまでの保険料納付額【(1)+(2)】		(累計額) 円

c

【備考欄】

「国共済厚生年金期間および地共済厚生年金期間」欄

- ・国家公務員共済組合の加入期間は、標準報酬制度が導入された昭和61年4月以降の保険料納付額のみを計算しています。
- ・国家公務員共済組合の加入期間へ通算された旧三公社共済組合の加入期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・地方公務員共済組合の加入期間は、地方公務員共済組合内で掛金率が統一された平成元年12月以降の保険料納付額を計算しています。
- ・国家公務員から地方公務員に転職されている場合または地方公務員から国家公務員へ転職されている場合は、それぞれの期間について、上記の計算方法により保険料納付額を計算しています。

- ・国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）をもとに計算しています。
- ・地方公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（みなし標準報酬月額および掛金率）をもとに計算しています。

「私学共済厚生年金期間(私立学校の教職員)」欄

- ・育児休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）をもとに保険料納付額を計算しています。

c 【備考欄】

- ◆「退職一時金等返還見込額」が表示されている方は、老齢厚生年金を受け取る権利を有することとなった場合に、この退職一時金等返還見込額（退職一時金に利子相当額を加算した金額）を返還していただくことになります。なお、この金額は、あくまで見込額であるため、実際に返還していただく金額と異なる場合があります。詳しくは、各共済組合等にお問い合わせください。

右上へ続く



「これまでの『年金加入 履歴』です。」の見方①

a 「②加入制度」欄

- ◆加入した年金制度を表示しています。
- 公共：公務員共済制度（国家公務員共済組合または地方公務員共済組合）
国年：国民年金
厚年：厚生年金保険
船保：船員保険
私学：私立学校教職員共済制度

b 「③お勤め先の名称等」欄

- ◆「②加入制度」欄が「公共」の場合は、「公務員共済」と表示しています。
- ◆「②加入制度」欄が「国年」の場合は、被保険者の種別（下表参照）を表示しています。

種別	該当者
第1号被保険者	日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の方とその配偶者（厚生年金保険（共済組合を含む）に加入しておらず、第3号被保険者でない方）
第2号被保険者	厚生年金保険（共済組合を含む）に加入している方 ただし、65歳以上で老齢基礎年金などを受ける権利を有している方は除きます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で、原則として年収が130万円未満の方

- ◆「②加入制度」欄が「厚年」または「船保」の場合は、お勤め先の会社名称（事業所名称）または船舶所有者名を表示しています。
- ・年金加入記録を管理するシステムにお勤め先の会社名称（事業所名称）または船舶所有者名が登録されていない場合には、それぞれ「厚生年金保険」または「船員保険」と表示しています。
- ・厚生年金保険に統合された旧三公社（JR、JT、NTT）共済組合や旧農林共済組合の加入期間は、加入当時の共済組合名を表示しています。
- ◆「②加入制度」欄が「私学」の場合は、「私学共済」と表示しています。

これまでの『年金加入履歴』です。
表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。
（このお知らせは、見方の6～9ページをご覧ください。）

a		b		c		d		e		
①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等				④資格を取得した年月日		⑤資格を失った年月日		⑥加入月数
1	国年	第1号被保険者				昭和58. 8. 29		昭和60. 4. 1		20
2	公共	公務員共済				昭和60. 4. 1		昭和61. 4. 1		12
3	厚年	×××株式会社				昭和61. 4. 1		平成20. 8. 1		268
		(基金加入期間				昭和61. 4. 1		平成20. 8. 1		)
4	国年	第3号被保険者				平成20. 8. 1		平成24. 10. 1		50
		(空いている期間があります。								)
5	私学	私学共済				平成25. 4. 1		平成26. 1. 1		9
6	公共	公務員共済				平成26. 1. 1				28
⑦国民年金(a)										
納付済月数	全額免除月数	半額免除月数	4分の3免除月数	4分の1免除月数	学特等月数	第3号月数	納付済等月数 計	付加保険料納付済月数(再掲)	未納月数(※)	加入月数
20	0	0	0	0	0	50	70	(0)	0	0
⑨厚生年金保険(b)								⑧船員保険(c)		
一般厚生年金(厚年)		国共済および地共済厚生年金(公共)		私学共済厚生年金(私学)		厚生年金保険 計		⑩年金加入期間合計(未納月数を除く)	⑪合算対象期間等	⑫受給資格期間
加入月数(基金)	加入期間(基金)	加入月数(経過の職域)	加入期間(経過の職域)	加入月数(経過の職域)	加入期間(経過の職域)	加入月数(基金)(経過の職域)	加入期間(基金)(経過の職域)	(a + b + c)	(d)	(a + b + c + d)
268 (268)	268 (268)	40 (33)	40 (33)	9 (9)	9 (9)	317 (268) (42)	317 (268) (42)	387	0	387

（※）納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあるため、「未納月数」に含まれている場合があります。

c 「④資格を取得した年月日」欄

- ◆年金制度に加入した年月日を表示しています。

d 「⑤資格を失った年月日」欄

- ◆年金制度に加入しなくなった年月日（退職した日などの翌日）を表示しています。
- ※現在加入中の場合は、空欄となります。

e 「⑥加入月数」欄

- ◆「②加入制度」欄の年金制度ごとの加入月数を表示しています。なお、被保険者の資格を失った年月日の属する月は、加入月数には算入されません。
- ◆「③お勤め先の名称等」欄が国民年金の「第1号被保険者」の場合は、国民年金保険料の納付済月数と未納月数の合計月数を表示しています。
- ◆現在加入中の年金制度の場合は、この「ねんきん定期便」の作成年月日の前々月までの月数を表示しています。

厚生年金基金の加入期間の表示

厚生年金保険の加入期間のうち、厚生年金基金に加入している期間をカッコ書きで表示しています。

《厚生年金基金に関するお問い合わせ先》

「厚生年金基金の加入期間が10年未満」で脱退された方

▶企業年金連合会（企業年金コールセンター）
0570-02-2666（ナビダイヤル）

受付時間 平日9時～17時まで

※PHS・IP 電話からは03-5777-2666 にお掛けください。
※午前中や週の初めは電話がつながりにくくなっております。

「厚生年金基金の加入期間が10年以上」で脱退された方または「現在加入中」の方

▶現在または当時のお勤め先の会社が加入している厚生年金基金

「これまでの『年金加入履歴』です。」の見方②

年金記録確認のチェックポイント

ア 年金加入履歴を表示している前の期間

イ 空いている期間

ウ 年金加入履歴を表示している後の期間

ア イ ウ の期間は、特にご確認いただきたいポイントです。
以下の項目に該当するような場合は、記録の「もれ」や「誤り」がある可能性が高くなります。

働いていなかった期間	☒ 学生であったが国民年金に加入していた。 ☒ 夫（妻）の扶養家族であったが、国民年金に加入していた（昭和61年3月以前に限りです）。
------------	--

働いていた期間	☒ 退職後、結婚し姓が変わった。 ☒ いろいろな名前の読み方がある。 ☒ 転職のたびに年金手帳が発行された（年金手帳を一つにまとめる手続きをしていないと記録がもれている可能性があります）。
---------	--

a 「⑦国民年金」欄

◆国民年金の加入期間の月数を表示しています。

◆「納付済月数」欄

・定額の国民年金保険料を納めている月数を表示しています。

・この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の前納期間の月数を含めて表示しています。

◆「半額免除月数」、「3／4免除月数」および「1／4免除月数」欄

・国民年金保険料の一部免除（半額免除、3／4免除および1／4免除）を受けている期間は、免除後の保険料を納めている場合に限り、その納付済月数を表示しています。

◆「学特等月数」欄

・学生納付特例制度または若年者納付猶予制度の適用を受けている期間（以下「学特等期間」といいます）の月数を表示しています。

・学特等期間のうち国民年金保険料を追納しなかった期間については、受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

◆「未納月数（※）」欄

・国民年金の第1号被保険者期間のうち国民年金保険料を納めていない月数を表示しています。

・この欄には、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出が遅れて、国民年金保険料の納付期限の2年を経過したことにより、未納となっている期間が含まれている場合があります。この期間は、届出により「受給資格期間」に算入できることとなりました。
お心当たりの方は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

・国民年金に任意加入している期間のうち国民年金保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数は「⑪合算対象期間等」欄に表示しています。

・納付期限内に保険料を納めた場合であっても、（口座振替も同様）、金融機関等から納付に関する情報が提供され、年金加入記録を管理するシステムに登録されるまでに一定の期間を必要とするため、この「ねんきん定期便」の作成年月日時点では、「未納月数」に計上されている場合があります。

これまでの『年金加入履歴』です。

表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。
（このお知らせは、見方の6～9ページをご覧ください。）

①番号		②加入制度		③お勤め先の名称等				④資格を取得した年月日		⑤資格を失った年月日		⑥加入月数											
ア	1	国年	第1号被保険者				昭和58. 8. 29		昭和60. 4. 1		20												
	2	公共	公務員共済				昭和60. 4. 1		昭和61. 4. 1		12												
	3	厚年	×××株式会社				昭和61. 4. 1		平成20. 8. 1		268												
			(基金加入期間				昭和61. 4. 1		平成20. 8. 1		)												
イ	4	国年	第3号被保険者				平成20. 8. 1		平成24. 10. 1		50												
			(空いている期間があります。								)												
	5	私学	私学共済				平成25. 4. 1		平成26. 1. 1		9												
ウ	6	公共	公務員共済				平成26. 1. 1				28												
a ⑦国民年金(a)												b ⑧船員保険(c)											
納付済月数		全額免除月数		半額免除月数		4分の3免除月数		4分の1免除月数		学特等月数		第3号月数		納付済等月数 計		付加保険料納付済月数(再掲)		未納月数(※)		加入月数		加入期間	
20		0		0		0		0		0		50		70		(0)		0		0		0	
c ⑨厚生年金保険(b)												⑩年金加入期間合計(未納月数を除く)		d ⑪合算対象期間等		⑫受給資格期間							
一般厚生年金(厚年)		国共済および地共済厚生年金(公共)				私学共済厚生年金(私学)				厚生年金保険 計				(a+b+c)		(d)		(a+b+c+d)					
加入月数(基金)		加入期間(基金)		加入月数(経過的職域)		加入期間(経過的職域)		加入月数(経過的職域)		加入期間(経過的職域)		加入月数(基金)		加入期間(基金)		(a+b+c)		(d)		(a+b+c+d)			
268(268)		268(268)		40(33)		40(33)		9(9)		9(9)		317(268)(42)		317(268)(42)		387		0		387			

(※)納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあるため、「未納月数」に含まれている場合があります。

A-3

b 「⑧船員保険」欄、c 「⑨厚生年金保険」欄

◆船員保険および厚生年金保険の加入期間の月数を表示しています。

加入月数と加入期間

・「加入月数」は、実際の加入月数の合計を表示しています。

・「加入期間」は、「⑧船員保険」欄では船員、「⑨厚生年金保険」欄では坑内員として加入した期間の月数を、昭和61年3月までは4／3倍し、昭和61年4月から平成3年3月までは6／5倍して表示しています。
※船員または坑内員として加入した期間がない方は、「加入月数」と「加入期間」が同じ月数になります。

◆「⑨厚生年金保険」欄の中段には、厚生年金基金の加入期間の月数をカッコ書きで再掲しています。

また、下段には、国家公務員、地方公務員および私立学校教職員の各共済組合制度に基づく経過的職域加算額（共済年金）の支給対象となる期間の月数（平成27年9月までの期間）をカッコ書きで再掲しています。

d 「⑪合算対象期間等」欄

◆「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。

◆「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
※この任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

◆「特定期間」は、年金事務所にご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。

▶「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」については、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

◆「合算対象期間」と「特定期間」の内訳は、「ねんきん定期便」の「これまでの国民年金保険料の納付状況です」（A-4国ページ）でご確認ください。

a 「年度」欄

◆上段は年度を表示しています。
4月から翌年3月までを1年度としています。

◆下段は加入制度をカッコ書きで表示しています。
(公共)：公務員共済制度(国家公務員共済組合または地方公務員共済組合)
(厚年)：厚生年金保険
(船保)：船員保険
(私学)：私立学校教職員共済制度

b 「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」欄

◆「年度」欄の下段が「(公共)」の場合
・昭和61年3月以前の期間は、各月とも同額の「みなし標準報酬月額」を表示しています。

- ①
- ・下記の期間は、保険料納付額を「－」と表示しています。
 - ・国家公務員共済組合の加入期間のうち、昭和61年3月以前の加入期間
 - ・国家公務員共済組合の加入期間へ通算された旧三公社共済組合の加入期間
 - ・地方公務員共済組合の加入期間のうち、平成元年11月以前の加入期間
 - ・育児休業期間および産前産後休業期間の保険料納付額は、「納付したとみなされた額」を表示しています。
 - ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置(養育特例)を受けている月の標準報酬月額は、「みなし標準報酬月額」を表示しています。
※被用者年金制度の一元化により、地方公務員共済組合の組合員に適用される制度です。
 - ・養育特例を受けている月の保険料納付額は、下記のとおり表示しています。
 - ・国家公務員共済組合の加入期間の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額(実際の標準報酬月額)をもとに計算しています。
 - ・地方公務員共済組合の加入期間の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額(みなし標準報酬月額および掛金率)をもとに計算しています。

◆「年度」欄の下段が「(厚年)」または「(船保)」の場合

- ②
- ・下記の期間は、保険料納付額を「0」と表示しています。
 - ・育児休業期間で事業主からの届出により保険料が免除されている期間
 - ・産前産後休業期間で事業主からの届出により保険料が免除されている期間
 - ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置(養育特例)を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額(実際の標準報酬月額)をもとに計算して表示しています。
 - ・旧三公社(JR、JT、NTT)共済組合の加入期間のうち、標準報酬制度の導入前(昭和61年3月以前)の期間は、当時の報酬をもとに「みなし標準報酬月額」を算出し、各月とも同額で表示しています。

- ③
- ・下記の期間は、保険料納付額を「－」と表示しています。
 - ・旧三公社共済組合の加入期間のうち、厚生年金保険への統合前(平成9年3月以前)の加入期間
 - ・旧農林共済組合の加入期間のうち、厚生年金保険への統合前(平成14年3月以前)の加入期間

◆「年度」欄の下段が「(私学)」の場合

- ④
- ・下記の期間は、保険料納付額を「0」と表示しています。
 - ・育児休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間
 - ・産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間
 - ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置(養育特例)を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額(実際の標準報酬月額)をもとに計算して表示しています。

これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況です。

表示している金額が当時の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。
(このお知らせは、見方の10～11ページをご覧ください。)

年度

種別

4月

2月

1月

2月

3月

標準報酬月額と保険料納付額の月別状況

※ブランク(空白)となった場合も、同様にブランクで表示しています。

「年度」欄の下段が「(公共)」であり、保険料納付額が「-」と記載されている方は、左記の①の説明文をご覧ください。

昭和60年(公共)

標準報酬月額999,999
標準賞与額
保険料納付額

999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999

昭和61年(厚年)

標準報酬月額999,999
標準賞与額
保険料納付額

999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999

平成8年(厚年)

標準報酬月額999,999
標準賞与額
保険料納付額

999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999

平成25年(私学)

標準報酬月額999,999
標準賞与額
保険料納付額

999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999

平成25年(公共)

標準報酬月額999,999
標準賞与額
保険料納付額

999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999

平成26年(公共)

標準報酬月額999,999
標準賞与額
保険料納付額

999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999
999,999

「年度」欄の下段が「(厚年)」または「(船保)」であり、保険料納付額が「0」と記載されている方は、左記の②の説明文をご覧ください。

「年度」欄の下段が「(厚年)」または「(船保)」であり、保険料納付額が「-」と記載されている方は、左記の③の説明文をご覧ください。

「年度」欄の下段が「(私学)」であり、保険料納付額が「0」と記載されている方は、左記の④の説明文をご覧ください。

A－4厚

厚生年金保険の標準報酬月額と標準賞与額について

標準報酬月額と標準賞与額は、各実施機関が管理している年金記録であり、厚生年金保険または船員保険に加入していた期間に、共済組合からの届出に基づき決定されたものです。

1. 標準報酬月額

- ・標準報酬月額とは、毎月の報酬から納める保険料の額や、受け取る年金額を決定する時に、その計算のもとにするための金額です。給与などの平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額に当てはめたものです。
- ・標準報酬月額には上限と下限があり、現在の標準報酬月額の区分では、厚生年金保険の上限(最高額)は62万円、下限(最低額)は9万8千円です。上限を超えるまたは下限を下回る報酬が支払われていた場合は、上限または下限で決定しています。

(1)標準報酬月額を決定する時期

- ・標準報酬月額は、まず、入社したときに決定し、以降は一定の時期の報酬をもとに、毎年改定します。

＜定期的に決定する時期＞

平成14年度まで	5月から7月までの報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年10月から適用します。
平成15年度から	4月から6月までの報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年9月から適用します。

- ・このほか、標準報酬月額は、実際の報酬に大幅な変動があった場合にも改定されます。

(2)標準報酬月額の決定のもととなる報酬

- ・標準報酬月額の決定のもととなる報酬とは、給与、賃金、各種手当などの名称を問わず、被保険者が労働の対価として事業主から支払われるすべてのものをいい、所得税や住民税などを控除する前のものとなります。
- ・報酬には、金銭に限らず、食事や住宅、通勤定期券などの現物として支払われるものも当時の時価に換算して含めますが、交際費や慶弔費、出張旅費などの随時に支払われるものは含めません。

2. 標準賞与額

- ・標準賞与額とは、賞与から納める保険料の額や受け取る年金額を決定する時に、その計算のもととするための金額であり、実際に支払われた賞与の額の千円未満の端数を切り捨てた額となります。
- ・標準賞与額の上限(最高額)は1回150万円となっており、実際の賞与の額が上限を超えて支払われていたとしても、標準賞与額は150万円で決定しています。
- ・平成15年4月から、賞与からも毎月の報酬から納める保険料と同率で計算した保険料を納めていただき、年金額の計算のもととすることになっています。
※平成7年4月から平成15年3月までの間は、賞与からの「特別保険料」を納めることになっていましたが、これは年金財政に考慮し、負担の公平性の観点からとられた措置です。したがって、年金額の計算のもととはならない(標準賞与額とはならない)ため、「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」には表示していません。

3. 保険料の計算と納付

- ・厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額および標準賞与額に、その当時の保険料率を乗じて計算し、事業主と被保険者で折半して納めることになっています。被保険者負担額は、一般的には事業主が報酬または賞与から控除し、事業主がまとめて納めます。
※折半する際の1円未満の端数の取扱いは、勤務先などによって異なるため、この「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げて計算しています。

年金の制度・用語に関する説明

受給資格期間

◆老齢年金の受け取りには、原則として25年（300月）以上の年金加入期間および合算対象期間が必要です。

[保険料納付済期間 + 保険料免除期間など（※） + 合算対象期間 = 25年（300月）]

（※）保険料免除期間のほか、学生納付特例制度や若年者納付猶予制度の適用を受けている期間も「受給資格期間」に含まれます。

ただし、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

合算対象期間

◆年金制度への加入が任意であったため、年金制度に加入していなかった期間などのことをいいます。

例えば、20歳から60歳までの期間で、次の①～③に該当する期間などです。

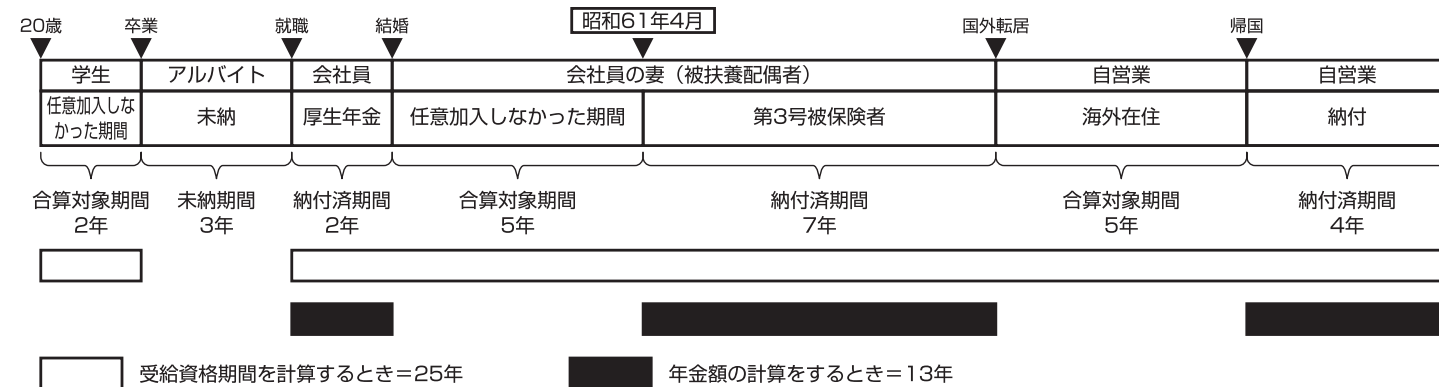
①昭和61年3月以前のサラリーマンの配偶者であった期間

②海外に在住していた期間

③平成3年3月以前の学生であった期間

◆合算対象期間は、受給資格期間には含まれますが、老齢年金の年金額には反映されません。

（A子さんの例）



「連合会からのねんきん定期便について」のご案内

「ねんきん定期便」の詳細については、KKRホームページをご覧ください。

kkр ねんきん定期便

検索

(http://www.kkr.or.jp/nenkin/kumiaiin_taishoku/teikibin/index.html)

ホーム

>

厚生年金・退職等年金給付

>

これから年金を受給される方

>

連合会からの「ねんきん定期便」について

平成28年度 全国年金相談会のご案内

連合会では、年金額の試算や請求手続などの年金に関する様々なご相談に応じるため、全国各地で「個別面談による年金相談会」を開催しております。

詳しくは、KKRホームページをご覧ください。 kkr 年金相談会

検索

(http://www.kkr.or.jp/nenkin/soudan_shisan/soudan/soudankai/index.html)

ホーム

>

厚生年金・退職等年金給付

>

年金相談・年金試算

>

年金相談について

>

年金相談会のご案内

お問い合わせ先

国家公務員共済組合連合会 年金部

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

電話 03(3265)8141(代表)

受付時間 月～金曜日（土日祝日・年末年始を除く）9時～18時

おかけ間違いのないよう、ご注意ください。